

セントケアの処遇改善に関する取り組みについて

1.賃金改善計画について

番号	加算区分	加算算定月と改善期間	期間
1	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	加算の算定対象月	2022年4月～2023年3月
		賃金改善実施期間	2022年6月～2023年5月

2.賃金改善を行う賃金項目及び方法

番号	加算区分	賃金改善を行う給与の種類	基本給、手当（新設）、手当（既存の増額）、賞与により実施
1	介護職員処遇改善加算	具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度以降の賃金改善内容は、そのまま継続します。（詳細は、介護職員処遇改善加算による従業員の賃金改善内容に関する取扱い規則に準じ、正社員を対象に平成25年11月30日までの加算給、手当の賃金改善額を賃金制度変更により新たに定めた基本給及び手当に含めて支給。） 2022年12月20日に賞与として、基本給の0.1か月分を増額支給。 2022年12月20日、2023年7月20日にそれぞれ一時金を支給予定。
2	介護職員等特定処遇改善加算	経験・技能のある介護職員の考え方	<p>当社では経験・技能のある介護職員を以下の通り定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士経験6年以上（介護福祉士Ⅰ・Ⅱ）かつ「シニアインストラクター」、「マスターインストラクター」に選任された方、 又は介護福祉士経験6年以上かつ年収440万円を超える見込みの所長を「経験・技能のある介護職員」と定めます。
		具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士の経験年数に応じた手当を新設します。 選任制による人材育成を担う介護福祉士に対する役割手当を新設します。 経験・技能のある介護職員には、職種手当・人材育成手当（20,000～80,000円）を支給します。 他の介護職員には、手当（17,000～45,000円）を支給します。 その他の職種には、手当（5,000～15,000円）を支給します。 受給額余剰金は一時金（12月・7月）として支給します。 2022年12月20日、2023年7月20日にそれぞれ一時金を支給予定。
3	介護職員支援補助金	具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 定期昇給 <ul style="list-style-type: none"> 一般職：平均2,000円/月 時給者：平均10円/時間 介護職員への処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> 正社員：6,000円/月 契約社員：時給 30円/時間 2022年5月25日、2022年12月25日にそれぞれ一時金を支給予定

3.職場環境等要件について

番号	項目	取り組み内容
1	入職促進に向けた取組	期毎に経営方針書を策定し、毎朝朝礼で1ページ毎朗読することで、経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどを示すとともに理解の促進に努めています。
2	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	資格取得支援を促進するために、資格取得支援制度化すると共に、介護福祉士や居宅介護支援専門員受験費用を補助しています。
3	両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇5日取得100%を目指し、月次で取得管理を推進しています。
		業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実をは図っています。
4	腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、リフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施しています。
		事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備しています。
5	生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やスマートフォンによるサービス開始・終了管理等ICTの活用による業務量の縮減を図っています。
6	やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善に取り組んでします。